

第33回利根町文化祭開催のお知らせ

毎年恒例となっております利根町文化祭、今年も開催いたします！
絵画や陶芸などの芸術から舞踊、舞踏などの芸能まで、色々な作品
やステージが披露されますので、ご家族、ご友人お誘い合わせの上、
奮ってご参加くださいますよう、お願いいたします。

日時 11月3日(金)・4日(土) 午前10時～午後3時

場所 利根町公民館・利根町保健福祉センター



水彩画が展示されている様子 (平成28年度)

	芸術展	芸能発表会
内容	絵画 陶芸 パッチワーク パンフラワー 七宝焼 手編 洋裁 草木染 革細工 木彫 写真 水彩画 バードウォッチング 自分史 刺繍 生花 俳句 書道 フラワーアレンジ 彫金 水墨画 パステル画 和紙ちぎり絵 アートフラワー 絵手紙 茶会 保健福祉センター(講座生・リハビリ参加者)による 作品展	舞踊 舞踏 民謡 詩吟 コーラス 琴 カラオケ バレエ フォークダンス バンドなどの発表

※展示および発表の内容は都合により変更することがあります。

問い合わせ先 利根町公民館 ☎68-7881

第10回利根町地場産業フェスティバル開催のお知らせ

利根町地場産業推進協議会では、町民の皆さまに地元農産物・特産品・加工品などを広く知っていただくため、「第10回利根町地場産業フェスティバル」を開催いたします。

また、同会場内ではカカシコンテストも併せて開催いたしますので、多くの皆さまのご来場をお待ちしています。



カカシコンテストの作品 (H28年度)

日時 11月3日(金) (雨天決行) 午前9時30分～午後3時

場所 利根町保健福祉センター・利根町公民館駐車場

みんな来てね!



～地場産業フェスティバルの見どころを担当者に聞きました!～

「地場産業フェスティバル」も今年で10回目! 昨年に引き続き、よしもと茨城県住みます芸人として活躍中のお笑いコンビ「オスペンギン」さんをお迎えして、会場を盛り上げていただきます。

また、町内産の米や米粉の無料配布、カカシコンテストなど昨年大好評だったイベントも開催する予定です。そして、例年どおり会場内にはさまざまなお店が出店し、自慢の一品をご紹介します。ぜひご家族、ご友人お誘い合わせの上、お越しください。

問い合わせ先 利根町地場産業推進協議会事務局 (役場経済課内) ☎68-2211 (内線324)

利根町難病療養者見舞金のお知らせ

特定疾患など(一般特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、および先天性血液凝固因子障害等治療研究事業として厚生労働大臣が定める疾患)により長期にわたり治療を要し、療養を必要とする人に難病療養者見舞金を支給します。

受け付けは随時行っております。

見舞金の支給対象者

- 県から指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方
- 利根町に住所を有する方
(申請日の1日前から6カ月以上住所を有すること)
- 申請の当該年において市町村民税が非課税の方

申請に必要なもの

- 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの(ゆうちょ銀行以外)

支給額

- 12,000円/年

支給日

- 支給決定日の翌月
(2年目以降10月に現況届を提出していただき、支給は12月となります)

※特定疾患の「軽快者」、および県単独事業の小児慢性特定疾患に認定された方は、見舞金の支給対象にはなりません。

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線343)

商工会だより 青色申告をはじめてみませんか? ～事業主の皆さまへ～

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

青色申告の主な特典

その①

青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでおり、下記帳簿を記帳している方は、最高**65万円**を所得金額より差し引くことができます。

帳簿の種類	控除金額
正規の簿記※1	65万円
簡易な帳簿※2	10万円

※1…一般的には「複式簿記」が該当します。
※2…「現金出納帳、売掛帳」などが該当します。

その②

青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度などに照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

その③

純損失の繰り越しと繰り戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます。
また前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰り越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

【青色申告をするためには…】

青色申告をしようとする年の3月15日までに、所轄税務署に申請書を提出する必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417